

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

### 佐賀県人事委員会規則第十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五条第一項において」を「以下」に改める。

第三条の七を第三条の八とし、第三条の三から第三条の六までを一条ずつ繰り下げ、第三条の二の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

**第三条の三** 条例第六条の二第一項の人事委員会規則で定める期間は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。）第十三条第四項及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。）第十四条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第六条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日（条例第八条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）及び代休日（条例第九条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）

に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における県職員給与条例第十三条第四項及び学校職員給与条例第十四条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 県職員給与条例第十三条第一項第一号及び第三項並びに学校職員給与条例第十四条第一項第一号及び第三項に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 次に掲げる規定に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

イ 県職員給与条例第十三条第二項及び学校職員給与条例第十四条第二項

ロ 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成四年佐賀県条例第二号）第十五条（同条例第十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第十九条の規定により読み替えられた県職員給与条例第十三条第一項ただし書又は第二項及び学校職員給与条例第十四条第一項ただし書又は第二項

ハ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号。以下「任期付職員条例」という。）第九条第一項の規定により読み替えられた県職員給与条例第十三条第二項及び任期付職員条例第九条第二項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第十四条第二項

三 県職員給与条例第十三条第一項第二号及び学校職員給与条例第十四条第

一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第六条の二第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第六条の二第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第五条第一項中「(同項に規定する代休日という。以下同じ。)」及び「(条例第八条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第六条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。